

# 障害者自立支援制度の円滑な実施について

【厚生労働省】

## 提案・要望の内容

- 1 障害者の自立に必要なサービスを適切に提供するための基盤整備や地域生活支援事業について、必要かつ十分な財政支援措置を講じること。
- 2 障害者の一般就労が容易に行われるよう、その促進に向けた対策を積極的に講じること。
- 3 障害程度区分の認定については、生活実態が障害程度区分に適切に反映されるよう認定調査項目や判定基準、勘案項目等の改善を行うこと。
- 4 利用者負担については、低所得者及び重度の障害者に対し、過重な負担とならないよう、更なる負担の軽減措置を講じること。
- 5 障害児施設における利用契約制度が適切かどうかを十分に検証するとともに、その実施にあたっては特段の配慮を行うこと。
  - ・ 都道府県の判断により一部継続する措置制度については、それに必要な財源を確保すること。
  - ・ 施設入所による負担が急激に上昇することから、その負担額について十分に検証を行うとともに、在宅障害児に支給されている特別児童扶養手当等に準じた措置を講じること。

## 【現状と課題】

### 制度上の課題

障害程度区分の判定に障害特性が適切に反映される必要がある。

障害程度区分の一次判定において、知的障害や精神障害の障害程度区分が低く出るとの市町村審査会委員などからの意見もあり、障害者の介護度が適正に評価されていないおそれがある。また、二次判定において、区分変更をする際の客観的判断基準が示されていないことから、審査会の判定に苦慮している状況がある。

低所得者及び重度の障害者の利用者負担額の更なる負担軽減が必要である。

市町村民税非課税世帯と境界層にある一般世帯も含めた低所得者層及び重度の利用者が従前に比べ急激な負担増となり、サービスの利用控えや過重負担が懸念される。

障害児施設における制度のあり方を検討する必要がある。

障害児施設において、措置制度から利用契約制度への移行に伴い、措置・契約両制度の混在による利用者負担額の差異など運営上の問題が生じるおそれがある。

障害児施設の利用者負担額の検証や在宅障害児との不均衡の改善が必要である。

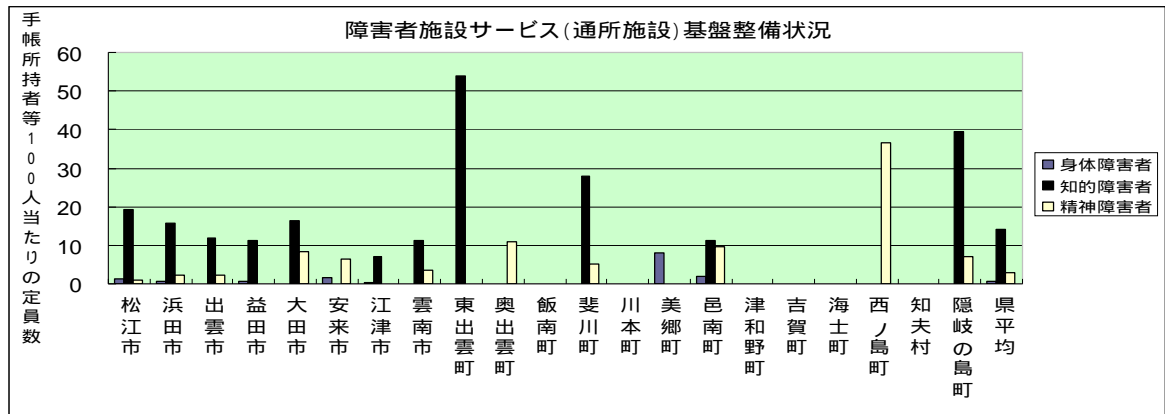
利用者負担額が急激に上昇することから、若い世帯に対する一層の配慮が求められる。また、在宅障害児に対しては、特別児童扶養手当及び障害児福祉手当が支給されているが、20歳未満の施設入所者（措置は除く。）に食費等の実費負担が導入されたことに伴い、両者の均衡が保てない状況にある。

### 実施上の課題

サービス拡充に向けて財源を確保する必要がある。

障害者の地域生活を可能にするためには、市町村における障害福祉サービス等の基盤整備が不可欠であるが、本県は離島や中山間地域を抱え、都市部以外の既存の

基盤が脆弱であることから、整備に必要な財源確保が大きな課題である。また、地域生活支援事業は、裁量的経費（補助金）であり、配分額によっては、県及び市町村で実施してきた既存事業の継続が保証されなくなる可能性がある。



具体的な就労支援策の構築が必要である。

本県は企業も少なく一般就労への移行は困難な状況にある。従って、企業等における障害者の法定雇用率の改善や就業・生活支援センターの更なる充実など障害程度や特性に応じたきめ細かい就労支援が必要であるが、一般就労に向けた具体的な対策の構築と財源の確保が不十分である。

障害児施設で継続となる措置制度に係る財源確保が必要である。

障害児施設では、措置制度が継続することになるが、本県では措置継続が半数以上と見込んでいる。こうした状況から、措置費の財源が国において不足する事態にならないか危惧している。

## 【本県の取り組み状況・方針】

制度の円滑な移行に向けた取り組み

障害者や保護者に向けた制度説明をきめ細やかに実施し、制度の理解の浸透に努めるとともに、市町村や事業所への相談・助言・情報提供を行っている。

サービス提供体制の整備

本県独自に取り組みを進めている「障害者の自立に向けた特別支援事業」により、住まいの場や働く場を確保し、自立支援のための体制を整備している。

サービス利用動向の調査

サービスの利用動向を注視し、サービスが必要な方に適切に提供され、かつ利用されているかどうか詳細な実態調査を行う。

## 【提案・要望の効果】

サービス提供基盤整備等の財源確保や具体的な就労支援策等により、障害者のニーズに応じた障害福祉サービス水準の確保と地域生活移行、市町村の創意工夫による積極的な施策展開による地域生活支援事業の実施が可能になる。

障害特性や障害者の生活実態に応じた障害程度区分の判定の仕組みが確立されることにより、個々の障害者の自立支援に必要なサービスが提供できるようになる。

利用者負担の更なる軽減措置によりサービスを利用しやすい環境が醸成され、サービスの利用促進につながる。

障害児施設における利用者負担の不公平感や混乱が解消され、円滑な施設サービス利用が可能になる。